

通達甲(副監. 総. 企. 被管) 第 1 1 号

平成 1 6 年 7 月 1 日

存	続	期	間
---	---	---	---

各 部 長、参 事 官 殿
所 属 長

副 総 監

再被害防止要綱の制定について

〔沿革〕 平成 1 8 年 5 月 通達甲(副監. 総. 留. 管) 第 1 3 号

平成 1 9 年 5 月 同 第 1 1 号

平成 2 3 年 9 月 同(副監. 組. 3. 企) 第 1 1 号

令和 元年 6 月 同(副監. 総. 文. 審) 第 2 5 号

令和 3 年 3 月 同(副監. 総. 企. 調) 第 9 号

令和 4 年 3 月 同(副監. 組. 総. 企) 第 9 号

令和 6 年 3 月 同(副監. 総. 企. 組) 第 5 号改正

このたび、別添のとおり、再被害防止要綱を制定し、平成 1 6 年 7 月 1 日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

記

第 1 制定の趣旨

犯罪の被害者等が加害者から再び危害を加えられることのないよう再被害防止を目的とした総合的な体制を確立するため、新たに要綱を制定するものである。

第 2 制定の要点

- 1 再被害防止対象者の指定の上申は、本部事件主管課長又は警察署長が行うこととした。
- 2 事件主管部長が再被害防止対象者と再被害防止措置実施警察署の指定を行うこととした。
- 3 再被害防止の実施体制及び措置事項を定めた。
- 4 道府県警察、行刑施設等との連携について定めた。

別添

再被害防止要綱

第1 目的

この要綱は、犯罪の被害者等（被害者又はその親族をいう。以下同じ。）が加害者（検挙した犯罪の被疑者をいう。以下同じ。）から再び危害を加えられる事態を防止するための措置について、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 準拠

被害者等の再被害防止措置については、犯罪捜査規範実施細目（平成15年4月1日通達甲（副監．刑．総．指）第6号）、保護対策実施要綱（平成23年9月27日通達甲（副監．組．3．企）第10号）その他別に定めのあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第3 定義

この要綱において「再被害防止対象者」とは、犯罪の被害者等で、犯罪の手口、動機及び組織的背景、加害者と被害者等との関係、加害者の言動その他の状況から、加害者から再犯による生命又は身体に関する犯罪被害を受けるおそれが大きく、組織的かつ継続的な再被害防止措置を講ずる必要があるものとして、事件主管部長が指定する者をいう。

第4 再被害防止対象者の指定等

1 再被害防止対象者の指定

(1) 指定上申

本部事件主管課長又は警察署長は、被疑者を検挙した場合において、被害者等を再被害防止対象者に指定する必要を認めたときは、別記様式第1号の「再被害防止対象者等指定上申書」に別記様式第2号の「再被害防止対象者指定理由書」を添付し、事件主管部長（代表課長（部の庶務を担当する課の長をいう。以下同じ。）経由）に再被害防止対象者の指定を上申するものとする。

また、被害者等からの相談又は行刑施設（刑務所、少年刑務所及び拘置所をいい、受刑者を収容する少年院を含む。以下同じ。）等からの加害のおそれを示す情報の通報があった場合には、当該相談等に関係する本部事件主管課長又は警察署長は、再被害防止対象者の指定の要否について検討し、必要に応じて事件主管部長（代表課長経由）に再被害防止対象者の指定を上申するものとする。

(2) 指定

事件主管部長は、指定の上申があった被害者等が再被害防止対象者に該当すると認めるときは、当該被害者等を再被害防止対象者に指定するものとする。

2 再被害防止措置実施警察署の指定等

- (1) 事件主管部長は、再被害防止対象者を指定したときは、再被害防止対象者及び加害者の住居地、勤務地等を勘案し、再被害防止措置実施警察署を指定するものとする。
- (2) 事件主管部長は、再被害防止対象者及び再被害防止措置実施警察署を指定したときは、別記様式第3号の「再被害防止対象者等指定書」により、再被害防止措置実施警察署に指定された警察署の長（以下「再被害防止措置実施警察署長」という。）、企画課長（警視庁犯罪被害者支援室被害者支援管理係経由）、本部事件主管課長及び担当方面本部長にその旨を通知するものとする。

3 再被害防止担当官の指定等

- (1) 再被害防止措置実施警察署長は、原則として事件主管課長を再被害防止担当官として指定するものとする。
- (2) 再被害防止措置実施警察署長は、再被害防止担当官を指定した場合又はこれを変更した場合は、別記様式第4号の「再被害防止担当官の指定・変更報告書」により、事件主管部長（代表課長経由）に報告するものとする。

第5 再被害防止措置の実施

1 実施体制

(1) 再被害防止担当課長

事件を主管する部の代表課長（再被害防止対象者が、保護対策実施要綱に定める保護対象者の場合は暴力団対策課長、生活安全部門で対応する人身安全関連事案の被害者等の場合は人身安全対策課長とする。）は、再被害防止担当課長として、加害者の釈放等に関する情報を把握するほか、再被害防止措置の実施に必要な関連情報を集約・分析し、再被害防止措置の実施について、再被害防止措置実施警察署長と連携を図るものとする。

(2) 再被害防止措置実施警察署長

再被害防止措置実施警察署長は、再被害防止の総合的な体制を確立するとともに、再被害防止措置を実施する関係所属長と連携し、再被害防止対象者に対する必要な措置をとるものとする。

(3) 再被害防止担当官

再被害防止担当官は、再被害防止措置実施警察署長の指揮を受け、再被害防止措置の実施及び関係所属との連絡調整に当たるものとする。

(4) 再被害防止担当課長に対する助言及び協力

企画課長は、再被害防止担当課長に対し、この要綱の運用及び被害者支援に関連す

る事項について助言し、協力するものとする。

また、行刑施設、地方更生保護委員会又は保護観察所から加害のおそれを示す情報について通報を受けた場合は、速やかに再被害防止担当課長に適宜の方法で通知するものとする。

2 措置事項

(1) 関連情報の収集

再被害防止担当官は、再被害防止措置の実施に必要な関連情報を収集するものとする。

(2) 再被害防止対象者に対する措置

ア 防犯指導等の実施

再被害防止担当官は、再被害防止対象者への連絡体制を確立してその要望を把握するとともに、非常時の通報要領、自主警戒について防犯指導を行うものとする。

また、必要に応じて警察総合相談業務等管理システムを効果的に活用するなど、迅速かつ的確な警戒措置を講ずるものとする。

イ 関連情報の教示

(ア) 再被害防止担当官は、再被害防止対象者から加害者の釈放等に関する情報その他の関連情報について教示を求められた場合又は再被害防止のため必要な場合は、別表の「再被害防止対象者への関連情報の教示基準」に基づき、関連情報を教示するものとする。

(イ) 再被害防止担当官は、再被害防止対象者以外の被害者等から加害者の釈放等に関する情報の教示の求めがあった場合は、検察庁の被害者等通知制度において相当と認められるときに、加害者の釈放等に関する通知がなされる旨を教示すること。

(3) 加害者に対する措置等

ア 指導警告等

再被害防止担当官は、加害者の動向把握を行うほか、必要に応じて指導警告の措置を行うものとする。また、刑罰法令に触れる行為を認知したときは、速やかに事件化を図るなど、厳正に対処すること。

イ 関係機関への通報

再被害防止担当官は、仮釈放中の加害者の特異動向を認知したときは、再被害防止担当課長を通じ、加害者の指定居住地を管轄する保護観察所（以下「帰住先管轄保護観察所」という。）に適宜の方法で通報するものとする。

第6 指定期間等

1 指定期間

再被害防止対象者の指定期間は、指定の日から1年間（未決勾留期間及び自由刑の執行期間を除く。）とする。

2 指定期間の延長又は解除の上申

(1) 指定期間の延長の上申

再被害防止措置実施警察署長は、指定期間経過前に指定期間の延長の可否を検討し、必要と認めるときは、事件主管部長（代表課長経由）に期間を定めて指定期間の延長を上申するものとする。

(2) 指定期間内の解除の上申

再被害防止措置実施警察署長は、指定期間内であっても、指定の必要がなくなったと認めるときは、事件主管部長（代表課長経由）に指定の解除を上申するものとする。

(3) 上申要領

前（1）及び（2）の上申については、別記様式第5号の「指定期間の延長・指定解除上申書」により行うものとする。

3 指定期間の延長又は解除の決定等

事件主管部長は、再被害防止措置実施警察署長から前2の上申があったときは、再被害防止対象者の指定期間の延長又は指定期間内の解除の可否を決定し、その旨を別記様式第6号の「指定期間の延長・指定解除通知書」により、再被害防止措置実施警察署長、企画課長（警視庁犯罪被害者支援室被害者支援管理係経由）、本部事件主管課長及び担当方面本部長に通知するものとする。

第7 道府県警察との連携等

1 道府県警察との連携

再被害防止措置実施警察署長は、再被害を防止する上で関係を有する警察署が道府県警察に属するときは、再被害防止担当課長を経由し、道府県警察の警察本部を通じて当該警察署の長に協力を依頼するものとする。また、道府県警察から協力の依頼があったときは、再被害防止担当課長が、再被害防止措置実施警察署の指定の上申等の所定の手続を行って対応すること。

2 警察庁に対する調整依頼

再被害防止措置実施警察署長は、道府県警察に対して協力を依頼するため必要があるときは、再被害防止担当課長を通じ、警察庁に調整を依頼するものとする。

第8 行刑施設等との連携

1 釈放事実等の照会

本部事件主管課長又は警察署長は、被害者等からの相談又は行刑施設、検察庁、地方更生保護委員会及び保護観察所（以下「行刑施設等」という。）からの加害のおそれを示す情報の通報により、再被害を防止するため加害者の釈放の有無を把握する必要があるときは、再被害防止担当課長に対し、東京拘置所への照会を依頼するものとする。この場合、再被害防止担当課長は、別記様式第7号の「釈放事実等照会書」により照会を行うこと。

なお、検察庁において実施している被害者等通知制度に基づき、検察官又は検察事務官が被害者等に加害者の釈放等に関する通知を行っているときは、検察庁に当該通知内容等の照会を行うことができる。

2 釈放等に関する情報の通報要請

再被害防止措置実施警察署長は、再被害防止措置を実施するに当たり、再被害防止対象者の加害者の釈放等に関する情報を把握する必要があるときは、再被害防止担当課長に対し、行刑施設、地方更生保護委員会又は保護観察所への通報要請を依頼するものとする。この場合、再被害防止担当課長は、次により、通報要請を行うこと。

(1) 通報要請の方法

別記様式第8号の「釈放等通報要請書」及び再被害防止対象者指定理由書各2通を東京拘置所に送付し、加害者の釈放等に関する情報の通報を要請すること。ただし、加害者が既に釈放されている場合で、再被害防止措置のため急を要するときは、直接釈放した行刑施設又は帰住先管轄保護観察所にその理由を説明し、口頭により通報を要請するものとする。この場合、事後速やかに、釈放等通報要請書及び再被害防止対象者指定理由書を、要請を行った行刑施設又は帰住先管轄保護観察所に送付すること。

(2) 通報要請の時期

通報要請は、加害者の公訴が提起された後に行うものとする。ただし、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第15条の規定により留置施設に勾留中の者については、行刑施設への移送後に行うこと。

(3) 通報要請の撤回

通報要請後、再被害防止対象者の指定を解除したときは、別記様式第9号の「釈放等通報要請撤回書」2通を東京拘置所に送付し、通報要請を撤回する旨を通知すること。

(4) 留意事項

ア 加害者の未決勾留中の釈放については通報されないが、釈放後に釈放等通報要請

書が行刑施設から再被害防止担当課長に返送されるので、当該加害者が再収容され、通報が必要なときは、改めて釈放等通報要請書により、通報を要請すること。

イ 仮釈放中の加害者の仮釈放の取消し及び住居地の変更については通報されないの
で、仮釈放の取消しの有無を把握する必要があるときは帰住先管轄保護観察所に適
宜の方法で照会し、仮釈放中の加害者の転居先の通報を要請する必要があるときは
先に通報要請を行った際の釈放等通報要請書の写しを添付した釈放等通報要請書及
び再被害防止対象者指定理由書を帰住先管轄保護観察所に送付すること。

なお、仮釈放の取消しにより加害者が再収容された場合で、通報が必要なときは、
改めて釈放等通報要請書により、通報を要請すること。

ウ 自由刑の執行停止の取消しにより加害者が再収容された場合又は加害者が逃走後
復監された場合は、新たに通報要請を行わないこと。

3 行刑施設等からの加害のおそれ等を示す情報の通報

行刑施設等において、釈放等の通報要請が行われていない加害者について、被害者等
に対して加害行為を行うおそれがあることを示す情報や特異な動向等を覚知した場合
は、次の要領で通報がなされることとなっているので、誤りのないようにすること。

(1) 検察庁からの通報

当該情報等を覚知した検察官又は検察事務官から、事件を送致した所属に通報され
る。

(2) 行刑施設、地方更生保護委員会又は保護観察所からの通報

当該情報等を覚知した行刑施設、地方更生保護委員会又は保護観察所から、警視庁
犯罪被害者支援室に通報される。

第9 関連情報の保秘の徹底

事件主管部長、企画課長、再被害防止担当課長、本部事件主管課長、方面本部長及び再
被害防止措置実施警察署長は、個人情報をはじめとする関連情報を適正に管理するととも
に、職員に対する保秘の徹底を期すること。

第10 要綱の準用

1 被害者等以外の関係者に対する準用

再被害防止措置実施警察署長は、被疑者の逆恨みにより加害行為の対象となるおそれ
のある被害者等以外の関係者（捜査を行うに当たり関係を有することとなるすべての者
をいう。）の保護措置については、この要綱を準用して対処するものとする。

2 被疑者が検挙されていない場合の準用

本部事件主管課長又は警察署長は、被疑者が検挙されていない場合においても、再被

害防止対象者に指定する必要がある被害者等を認めたときは、この要綱を準用して対処するものとする。

第 11 経過措置

この要綱実施の際、現に次のいずれかに指定されている場合は、この要綱に基づいて指定されたものとみなす。

- 1 再被害防止対象者
- 2 再被害防止措置実施警察署
- 3 再被害防止担当官（事件主管課長が指定されている場合に限る。）

別表

再被害防止対象者への関連情報の教示基準

教 示 基 準	加害者の 釈放等 に関する情報	行刑施設等から通報又は回答を受けた情報のうち、原則として次の事項に限り教示すること。ただし、行刑施設等から、教示する情報の範囲、時期等について、意見又は理由が付されている場合は、当該意見又は理由を踏まえて行うこと。 ○ 自由刑の執行終了による釈放の場合 釈放予定のときは釈放予定月、釈放後は釈放事実及び釈放年月日 ○ 仮釈放、仮出場、不定期刑の終了、自由刑の執行停止又は恩赦による釈放の場合 釈放の事実及び釈放年月日 ○ 収容中の死亡又は逃走及び復監の場合 当該事実及び死亡等の年月日
	加害者に 関する詳 細な情報	詳細情報については、原則として教示しないこと。ただし、再被害防止のため特に必要がある場合は、次により教示すること。 ○ 釈放予定 自由刑の執行終了による釈放、仮釈放、仮出場、自由刑の執行停止又は恩赦による釈放の場合で、身辺警護を開始するため又は再被害防止対象者の行動範囲に注意を喚起するためなど、特に必要な場合は「何月上旬」まで、さらに必要不可欠な場合は釈放予定日までとする。 ○ 帰住先 再被害防止対象者に行動範囲についての注意を喚起するためなど、特に必要な場合に限り、次により行うこと。 ・ 帰住先が、再被害防止対象者の住居地と同一都道府県の場合は当該市区町村名まで、住居地に近接し、必要不可欠な場合は地名までとする。 ・ 帰住先が、再被害防止対象者の住居地と異なる都道府県の場合は都道府県名まで、住居地に近接している場合は上記の場合に準ずることとする。 ○ その他の情報 再被害防止のため特に必要な場合は、相当と認める範囲とする。
留 意 事 項		○ 加害者に対し、再被害防止対象者又はその関係者による報復のおそれ等がある場合は、教示を行わないこと。 ○ 教示に当たっては、情報の内容、時期、方法等について組織的に検討するとともに、いたずらに不安感を抱かせることのないよう再被害防止措置について十分な説明を行うこと。特に釈放予定を教示する場合は、再被害防止措置に必要な期間を考慮し、相当と認める時期に行うこと。 ○ 自由刑の執行終了による釈放予定を教示する場合は、予定より早い時期に釈放される場合がある旨を伝えておくこと。 ○ 加害者に関する詳細な情報を教示する場合は、加害者の更生を害することのないよう教示の必要性を十分検討するとともに、再被害防止対象者に、当該情報を公表することのないよう注意を促すこと。 ○ 仮釈放による釈放予定を教示していた場合において、仮釈放の許可決定が取り消されたときは、再被害防止対象者に遅滞なく連絡すること。 ○ 仮釈放による釈放等に関する情報を教示した場合は、再被害防止担当課長経由で、通報先の地方更生保護委員会又は帰住先管轄保護観察所に通知すること。 ○ 帰住地を教示する場合に、加害者の居住を確認していないときは、その旨を付言すること。

長

再被害防止 対 象 者	住居 職業 電話 ふりがな 氏名 勤務先 家族 管轄警察署 〔 住居地 勤務先	電話 年 月 日生 (歳) 電話 警察署 (交番) 警察署 (交番)
加 害 者	本籍 住居 ふりがな 氏名 前科・前歴 件 (住居地管轄警察署 (警察署 交番) 身柄の状況 (釈放予定等) ・逮捕 年 月 日 (罪名) 処分状況 (起訴・判決年月日、結果等)	電話 年 月 日生 (歳) 警察署 交番) 年 月 日 (罪名))
再被害防止 措置を必要 とする理由	理由 参考事項	
警察総合相談 業務等管理 システムへの 登録の必要性	有 無	
備 考		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第2号

再被害防止対象者指定理由書

指 定 の 理 由		該当性	摘 要
1	加害者に粗暴性又は凶暴性がうかがわれる。		
2	加害者は、性格的に陰湿で根に持つタイプである。		
3	被害者等のい怖又は困惑に乗じた反復犯行である。		
4	被害者に執ようにつきまとうなど、被害者に対する強い執着心を伴った犯行である。		
5	加害者は、過去に同一の被害者への犯罪により検挙、警告等の措置を受けている。		
6	加害者には、被害者等に対する謝罪や反省がない。		
7	加害者には、事件化や処分に対する不満がある。		
8	加害者は、以前から被害者への憎悪が激しい。		
9	加害者が被害者等に対する危害を明言している。		
10	被害者等に対する批判又は逆恨み言動がある。		
11	加害者のメモ、日記等に再犯をうかがわせる記載がある。		
12	加害者が被害者等の住居又は勤務先を知っている。		
13	被害者等の抵抗力が弱く、言いなりになりやすい。		
14	被害者等の不安感が強く、警察の保護措置についての要望がある。		
15	その他		

注 「該当性」欄に該当する場合は○、該当しない場合は×を記載し、「摘要」欄にその内容を具体的に記載すること。また、項目以外の徴候を把握した場合は、その内容を「その他」欄に記載すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

通知（ ）第 号
年 月 日

第 課 長 殿
方 面 本 部 長 殿
警 察 署 長 殿

部 長

再 被 害 防 止 対 象 者 等 指 定 書

指定年月日	指 定	年 月 日	措置区分	
再被害防止 対 象 者	住居 職業 ふりがな 氏名 勤務先 家族	電話 年 月 日生（ 歳） 電話		
加 害 者	本籍 住居 ふりがな 氏名 前科・前歴 件（ ）	電話 年 月 日生（ 歳）		
再被害防止 措 置 実 施 警 察 署	対象者住居地 対象者勤務地 加害者住居地 その他（ ）	警察署（ 交番） 警察署（ 交番） 警察署（ 交番） 警察署（ 交番）		
指 定 理 由				
警 察 総 合 相 談 業 務 等 管 理 シ ス テ ム へ の 登 録	年 月 日現在 登録済み ・ 未登録			
釈放事実等照会 ・通報要請状況	照会・通報要請先・実施年月日 別紙のとおり			
備 考				

注 「再被害防止措置実施警察署」欄は、警察署及び交番名を記載すること。
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A 4 とする。

報告（ ）第 号
年 月 日

部 長 殿

長

再被害防止担当官の指定・変更報告書

再被害防止 対 象 者	住居 職業 電話 年 月 日生(歳) ふりがな 氏名 勤務先 電話	
管轄警察署 区 分	対象者住居地 警察署 (交番) 対象者勤務地 警察署 (交番) 加害者住居地 警察署 (交番) その他 () 警察署 (交番)	
再被害防止 担 当 官	指 定	職 名 階 級 氏 名 警電
	変 更	職 名 階 級 氏 名 警電
備 考		

注 「管轄警察署区分」欄は、警察署及び交番名を記載すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

部長

再被害防止 対 象 者	住居 職業 電話 年 月 日生 (歳) 氏名 勤務先 電話
加 害 者	本籍 住居 電話 年 月 日生 (歳) 氏名 前科・前歴 件 ()
延長年月日	年 月 日から
解除年月日	年 月 日
指定期間の 延 長 又 は 指定解除の 理由	
警察総合相談 業務等管理 システムの登録 延長・解除	延 長 解 除
備 考	

釈 放 事 実 等 照 会 書	
	第 号 年 月 日
殿	
	警 視 庁 部
	長
再被害を防止する上で必要があることから、下記の加害者に関する釈放等の事実の有無及び釈放等の事実があれば釈放等に関する事項を回答願います。	
記	
1 本 籍	
2 氏 名	(年 月 日生)
3 参考事項	
担当者氏名 連 絡 先	

回 答 書	
	年 月 日
殿	
下記のとおり回答します。	
記	
1 釈放等の事実の有無	
有 無	
2 釈放等に関する事項	
(1) 釈放等の日	年 月 日 (釈放済み 死亡 逃走)
(2) 釈放事由	執行終了 仮釈放 仮出場 執行停止 恩赦
(3) 釈放等を行った行刑施設	
(4) 仮釈放の場合の帰住先管轄保護観察所	
3 備考	
担当者氏名 連 絡 先	

釈放等通報要請書	
第 号	
年	月 日
殿	
警視庁 部	
長	
再被害を防止する上で必要があることから、下記の加害者の釈放等の通報を要請いたします。	
記	
1 加害者	
(1) 本 籍	
(2) 氏 名	(年 月 日生)
2 再被害防止対象者	
(1) 住 居	
(2) 氏 名	(年 月 日生)
(3) 加害者との関係	
3 検挙した事件の概要	
4 再被害防止対象者に指定した理由	
5 参考事項	
担当者氏名	
連 絡 先	

注 「参考事項」欄は、被害者等から警察に対する出所情報提供要請の有無、再被害防止対象者及びその関係者が加害者に対する報復行為や更生を不当に妨げる行為等に及ぶおそれの有無等を記載すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

釈放等通報要請撤回書	
第 号	年 月 日
殿	
警視庁 部長	
年 月 日付け、釈放等通報要請書（ 第 号）により要請した下記の加害者の釈放等の通報要請については、これを撤回します。	
記	
1 本 籍	
2 氏 名	（ 年 月 日生）
担当者氏名 連 絡 先	